

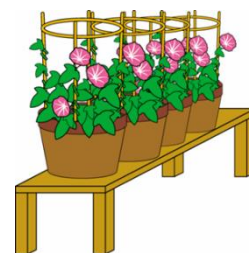
石渡社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 F A X：03-5460-7421

<https://www.ishiwatasoffice.com/>



改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援法が成立しました

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を目的とした改正法が成立しました。

◆育児・介護休業法の改正ポイントと施行日

- ① 3歳以上、小学校入学前の子を養育する労働者に柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ② 小学校入学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能となります。【施行日：令和7年4月1日】
- ③ 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ④ 子の看護休暇が見直されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。【施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日】
- ⑥ 育児休業取得状況の公表義務が従業員数300人超の企業に拡大されます。【施行日：令和7年4月1日】
- ⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。【施行日：令和7年4月1日】

◆次世代育成支援対策推進法の改正ポイントと施行日

- ① 法律の有効期限が、令和17(2035)年3月31日までに延長されました。【施行日：公布の日(令和6年5月31日)】
- ② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が従業員数100人超の企業に義務付けられます。【施行日：令和7年4月1日】
詳細は今後政省令で定められますので、注視しておく必要があるでしょう。

【厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

「令和5年 労働災害発生状況」 ～転倒、高齢者等の災害が増加

◆死亡者数は過去最少、休業4日以上之死傷者数は3年連続で増加

厚生労働省は令和5年の労働災害発生状況を公表しています。これによると、令和5年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は755人(前年比19人減)と過去最少となり、休業4日以上之死傷者数は135,371人(前年比3,016人増)と3年連続で増加しています。

◆休業4日以上之死傷者数の事故の型別では「転倒」が最多

休業4日以上之死傷者数の事故の型別では、件数の多い順に「転倒」が36,058人(前年比763人・2.2%増)、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が22,053人(同1,174人・5.6%増)、「墜落・転落」が20,758人(同138人・0.7%増)となっています。

◆「第 14 次労働災害防止計画」と高齢者等の災害

労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第 14 次労働災害防止計画」(令和5年度～令和9年度)では、「転倒による平均休業見込日数を令和9年までに 40 日以下とする」、「増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を令和9年までに男女ともその増加に歯止めをかける」などの項目が挙げられています。このアウトカム指標に関する状況としては、転倒災害の死傷年千人率は 0.628(対前年比 0.009 ポイント・1.5%増)、転倒による平均休業見込日数は 48.5 日(同 1.0 日・2.1%増)、60 歳代以上の死傷年千人率は 4.022(同 0.061 ポイント・1.5%増)と増加の状況がみられます。

◆今後必須となる高齢者の労働災害防止

「令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況」によれば、雇用者全体に占める 60 歳以上の高齢者の割合は 18.7%、労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める 60 歳以上の高齢者の割合は 29.3%となっています。高齢者の事故の型別では、「墜落・転落」、「転倒による骨折等」が目立っています。企業としては、今後の高齢化の状況を踏まえて、転倒災害など的高齢者による事故への備えは必須となってくるでしょう。

【厚生労働省「令和5年の労働災害発生状況を公表」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40395.html

令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」から

厚生労働省が5月 31 日、令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)の取りまとめを公表しました。

◆全体の約4割が建設業と製造業で発生

令和5年の職場での熱中症による死傷者(死亡・休業4日以上)は、1,106 人(前年比 279 人・34%増)であり、全体の約4割が建設業と製造業で発生していました。死亡者数は 31 人(前年比 1 人・3.3%増)で、業種別では、建設業で 12

人と最多になりました。

◆熱中症の死傷者数の約8割は7月または8月
2019 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、7月または8月に約8割が発生していました。時間帯別にみると 15 時台が最も多く、次いで 11 時台が多くなっていました。このほか、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも見られました。また、年齢別にみると、全体の約5割が 50 歳以上でした。

◆厚生労働省の対策キャンペーンと現場の対策

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称です。

厚生労働省では、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を5月1日から9月 30 日まで実施しています。

それぞれの現場では、①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者および労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、について重点的に取り組むようにしましょう。

【厚生労働省「令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html

高齢労働者の労働災害防止等のための補助金が拡充されています

◆令和6年度エイジフレンドリー補助金の申請受付中

本補助金は、高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛の防止策導入等、労働者の健康保持増進策を講じる中小企業事業者が活用でき、「高齢労働者の労働災害防止

対策コース」「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」「コラボヘルスコース」の3コースがあります。

◆今年度からの拡充内容

「転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース」の補助率が4分の3に引き上げられ、補助対象が「すべての中小事業者」へと拡充されています。

本コースは、高齢労働者に多い転倒や腰痛の防止・予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェックおよび専門家等による運動指導等に要する経費を補助するもので、上限額は100万円(消費税を除く)です。

◆複数コースの申請もOK

本補助金は、高齢労働者の労働災害防止対策(転倒・墜落災害、腰痛、熱中症、交通災害)に要する経費(階段への手すり設置工事の施工や体温を下げるための機能のある服の導入等)を補助する「高齢労働者の労働災害防止対策コース」や、労働者の健康保持増進のための取組み(禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育など)に要する経費を補助する「コラボヘルスコース」との複数コースでの申請も可能です。複数コース申請する場合、併せての上限額は100万円となります。

申請受付期間は、令和6年10月31日(木)までです。補助対象となる取組みを検討している場合には、補助金の活用も併せて検討してはいかがでしょうか。

【厚生労働省「エイジフレンドリー補助金について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

カスハラ深刻化に対する対応と実態調査結果～UAゼンセンのアンケート調査結果などから

◆カスハラの深刻化に対する業界・行政の対応
顧客による理不尽・悪質なクレームを指すカスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」という言葉

は、ここ数年でよく聞かれるようになりました。

最近はカスハラを深刻な問題ととらえ、接客業を中心に、制度の見直しや法令の改正等の動きもみられます。例えば運送業では、SNS上での中傷のリスクのあったバスやタクシー運転手の氏名表示が、2023年5月に廃止されました。旅館業界では同年12月に施行された改正旅館業法で、不当な要求等を行う者に対し宿泊を拒否できるようになりました。さらに、東京都ではカスハラ防止条例を制定する方向を示しています。また、自民党はカスハラからの従業員保護策を企業に義務付ける法整備等の提言を行うなど、社会全体におけるカスハラ対応の勢いは増えています。

企業としても、カスハラの予防・対処や従業員の保護は重要な課題となっています。厚労省は2022年2月、カスハラ対応基準等を示した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しています。また、JR東日本などをはじめとして、企業がカスハラ対応指針を策定・公表する事例も続いています。2022年9月22日に心理的負荷による精神障害の労災認定基準が改正され、カスハラが新たな対象となったことも重要事項です。

◆UAゼンセンのアンケート結果から

そのようななか、UAゼンセンはサービス業に従事しているUAゼンセン所属組合員に対するカスハラ対策についてのアンケート結果を公表しました。これによると、カスハラ被害自体は前回調査時から減少している(「あなたは直近2年以内で迷惑行為被害にあったことがありますか」という質問に対し46.8%が「あった」と回答。2020年時調査の56.7%から減少)ものの、回答者の半数近くがパワハラ被害の経験があることから、依然として深刻な状況にあることがうかがえます。迷惑行為をしていた顧客のうち、50歳代以上が75.7%と大きな割合を占めているということです。また、カスハラには「時間拘束型」、「暴力型」、「威嚇・脅迫型」、「SNS／インターネット上での誹謗中傷型」、「セクシュアルハラスメント型」といった型があり、業種・業態によっても特徴や傾向、対応が異なる(例えば、介護・福祉等を含む業種グループでは対応者は女性の割合が高く、

被害回数が多くて被害期間も最も長い特徴をもち、他のグループに比べより毅然とした態度や危機退避が求められる、など)とのことです。

社会的な認知・対応が進んできたとはいえ、カスタハラはさまざまな業種において深刻な被害をもたらし、生産性にも影響を与えています。UAゼンセンは上記の調査を踏まえ、総合的な施策の推進を目的とした協議会の設置や、事業者任せきりにするのではなく、社会的な合意形成に向けた周知活動・消費者教育の強化等が必要としています。

事業主として、社員の働きやすさ・安全の確保に努めることは重要です。とくに人手不足の社会において、そうした施策を進めることは離職防止にも役立ちます。

とくに顧客対応業務の多い企業においては、一歩進んだ対策を検討してみたいかがでしょうか。

【UAゼンセン「職場におけるカスタマーハラスメントの実態把握へ」第3弾調査実施】

<https://uazensen.jp/2024/06/05/100876/>

「職場のハラスメントに関する実態調査」報告書が公表されました

厚生労働省が、「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書を公表しました。前回調査から3年が経過し、ハラスメントに係る状況にも変化があると考えられることから、ハラスメントの発生状況や企業の対策の進捗、労働者の意識等を把握し、今後の諸施策に反映させることを目的に実施したものです。

◆企業におけるハラスメントの発生状況

「過去3年間にハラスメントの相談があった」と回答した企業について、ハラスメントの種類別割合を見ると、高い順にパワハラ(64.2%)、セクハラ(39.5%)、顧客等からの著しい迷惑行為(27.9%)となりました。また、各ハラスメントの相談件数の推移については、「件数は変わらない」の割合が最も高く、セクハラのみ「減少している」が最も高くなりました。なお、「顧客等からの著しい迷惑行為」については、「件数が増加している」の割合のほうが「件数は減少している」より高く

なっています。

◆労働者におけるハラスメント被害を受けた経験

過去3年間に勤務先でパワハラ、セクハラ、顧客等からの著しい迷惑行為を受けた割合は、それぞれ 19.3%、6.3%、10.8%でした。また、パワハラ、セクハラを受けた後の行動としては、「何もしなかった」が最も多く、顧客等からの著しい迷惑行為については「社内の上司に相談した」が最も多くなりました。

その他、調査結果の詳細は以下のホームページをご覧ください。

【厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」(令和5年度厚生労働省委託事業)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001256082.pdf>

当事務所より一言

私のジョギングコース途中に新幹線の車両基地があります。運が良ければ写真のような「ドクターイエロー」を見ることができます。先日のニュースで老朽化などを理由に、「ドクターイエロー」の運行を終えることが発表されました。「ドクターイエロー」は、イベントなどを除けば一般の客は乗ることができず、時刻表も公表されていないため、「見かけると幸せが訪れる」などと言われていますが、運行終了まで残り少ないですがジョギング機会を増やしてに多く見かけたいものです。

